

事 務 連 絡
2023 年 10 月 02 日

日本化粧品工業会会員各位

日本化粧品工業会 事務局

日本化粧品工業会が行う化粧品GMPに係る輸出用化粧品等の証明書の発給について
(発給手数料に係る消費税の取り扱いについて)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本年 10 月 1 日からの輸出証明書発給手数料の改定及び消費税の取り扱いについては、2023 年 8 月 29 日付日本化粧品工業会事務連絡「本年 10 月 1 日からの手数料の改定及び消費税の取り扱いについて」(以下「事務連絡」という。)でご連絡したとおりですが、10 月 2 日以降に発給する化粧品GMPに係る輸出用化粧品等の証明書(以下「GMP証明書」という。)については、事務連絡に基づき下記のとおり取り扱うこととしますので、お知らせいたします。

なお、発給申請手続きは下記3のとおり、これまでと変更はありません。

敬具

記

1 発給手数料

発給手数料はGMP証明書1枚について1,100円(発給手数料1,000円+消費税100円)です。

2 手数料等に係る適格請求書(インボイス)の発行

(1) 本年10月から消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されたことに伴い、必要事項を記載した手数料明細書を発行いたします。

(2) 当会が手数料明細書を発行する日付は、「役務の提供を完了した日」で判断することとし、手数料が支払われた日ではなく、当該手数料にかかる輸出証明書発給が完了した日(輸出証明の発給日)をもって発行させていただきます。

(3) 手数料明細書の「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」は、原則、「証明書の発給を受ける者の氏名又は名称(※証明書に記載の名称)」を記載します。それらと異なる氏名又は名称あての手数料明細書が必要な場合は、申請時にご連絡ください。

(4) 手数料明細書は紙媒体で発行し、当該手数料にかかる「輸出証明書」とともに発送いたします。

(5) 当会の適格請求書発行事業者登録番号は以下のとおりです。

T1700150005132

3 発給申請手続き

引き続き以下のとおり取り扱うことといたします。

(1) 「化粧品GMP」に係る記載が求められた製品について、粧工会が正会員の申請に応じてGMP証明書を発給します。

GMP証明書は、本部、中部日本支部及び西日本支部の3か所で発給を行います。

本部と支部で発給者の氏名が異なるため、発給者に合わせた様式を発給事務所ごとに準備します。申請先は自由に選択できますので、申請先に合わせた様式をダウンロードして発給申請を行ってください。

(2) 「化粧品GMP」に係る記載を行う製品の製造所は、粧工会正会員企業の製造所であることをご確認ください。

(3) 輸入品につきましては、「化粧品GMP」に係る記載がなされた輸出証明書は発給しません。

(4) 「化粧品GMP」に係る記載を行う輸出証明書は、従来どおり「粧工会様式 3」、「同 4-1」及び「同 4-2」とします。

(5) 様式ファイルは、粧工会会員専用ページ内に準備します

会員専用ページにログイン後、輸出証明書発給業務のページ内でダウンロードしてください。

(6) GMP証明書の日付は空欄のまま提出してください。

(7) 上記のほか、輸出用化粧品の証明書の発給申請手続きに従って申請してください。

以上